

「近隣 17 市喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同キャンペーン」実施要領

1 趣旨

路上喫煙等に関する条例担当者連絡会は、千葉県内において路上喫煙等に関する条例を制定している自治体の担当者同士の連携を図り、条例の現状や課題を協議することにより、より一層の条例の推進に資することを目的としています。

自治体間の連携を強化していくためには広域的な活動が必要であること、また、市民等に対しては自ら居住する自治体以外でも路上喫煙等に関する条例が制定されていることを知ってもらうことが重要です。

このことから、路上喫煙等に関する条例担当者連絡会に加盟している全 17 市が、同時期に駅周辺において条例の周知・啓発を行う合同キャンペーンを実施します。

2 加盟市

千葉市、市川市、船橋市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、習志野市、市原市、柏市、佐倉市、松戸市、四街道市、野田市、白井市

3 期間

各市は、次の期間内においてそれぞれ条例の周知・啓発活動を行うこととします。なお、活動日数及び時間については制限を設けません。

平成 30 年 10 月 15 日（月）から 10 月 31 日（水）まで

4 場所

重点地区内の駅周辺等、参加各市がそれぞれ選択した場所とします。

5 周知・啓発活動の方法

(1) 統一配布物について

周知・啓発活動中に市民等からの要望にあわせて配布できる統一の配布物を作成することとします。

なお、配布する数量については、それぞれの市で決定するものとします。

(2) その他の方法

駅頭にて啓発物資を配布したり、のぼり旗を立てたりする等、それぞれの市で可能な方法とします。

6 その他

この実施要領で定めた内容の詳細については、キャンペーン実施前に決定するものとします。